

○山形県警察保護の取扱いに関する訓令運用要綱の制定について（例規通達）

平成27年3月13日

例規（生企）第16号

改正 平成31年2月22日例規（生企）第4号

山形県警察保護の取扱いに関する訓令運用要綱を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたが、その趣旨は下記のとおりであるので、適正な運用を図られたい。

なお、「保護取扱要綱の制定について」（昭和36年7月15日付け例規（防発第116号、捜一発第202号、ら発第260号）は、平成27年3月31日限り、廃止する。

記

1 趣旨

山形県警察保護の取扱いに関する訓令の細部事項を定めたもの。

2 主な内容

(1) 保護の全件報告

ア 保護（交番等における一時的な保護を含む。）した場合は、保護取扱簿に必要事項を記載して保護主任者に報告することを定めた。

イ 保護主任者は、保護した都度（当直中の取扱については、当直終了後一括して）警察署長に報告することを定めた。

ウ 保護カードの作成を要する保護事案は、速やかに警察署長の決裁を受けることを定めた。

(2) 事故の防止

ア 手錠及び保護具（腕用保護バンド及び足用保護バンド）を保護具等とし、危害を防止して適切に保護するため、真にやむを得ないと認められる限度で使用するとともに、必要がなくなったときは直ちに解かなければならないことを定めた。

イ 警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者を保護室で保護する場合は、保護室の出入口を施錠しないことを定めた。

(3) 他警察署に対する保護室の使用の要請

ア 保護室が使用できない場合は、隣接警察署の警察署長に保護室の使用を要請することができることを定めた。

イ 被保護者を受け入れた警察署長は、受け入れした被保護者が暴れた場合や疾病等により容体が急変した場合は、同行主任者及び監護勤務員に署員を応援させて対応することとした。

3 留意事項

- (1) 保護が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な対象に直面した場合の判断及びその場における取扱いの如何によって左右されるものであるから、警察署生活安全（刑事生安）課長は、事例等によって具体的な取扱いの要領を体得するよう署員に教養すること。
- (2) 精神障害者、泥酔者、酩酊者等を発見し、保護を要すると判断した場合は、被保護者の生命、身体等を保護するため、誠意をもつて的確に保護に当たり、決して人権の侵害にわたることのないよう配慮すること。
- (3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条、第14条及び第15条の規定により、被保護者は留置施設に収容できないことから、留置施設を保護室に代用することは認められない。

別添

山形県警察保護の取扱いに関する訓令運用要綱

第1 訓令の細部事項

1 保護の責任（第3条）

警察署長は、執務時間外等で保護主任者が不在等の場合に、保護主任者に代わって職務を行う者をあらかじめ指名しておくこと。

2 保護の着手（第4条）

「必要な措置」とは、被保護者の生命、身体の安全を確保するために行う措置のほか、その者を交番等に運ぶこと、止血、手当等の応急的救護措置、現場の関係者からの事情聴取、家族等の住居の調査、近隣の家族等に引き渡したりする等保護に直結して行なわれる措置をいう。

3 保護の場所等（第5条）

- (1) 被保護者の区分に応じ、適当と認められる保護の場所の基準を掲げたものであるが、当該場所以外に民家、駅構内等において保護した場合、同所において保護することが適切であると認められるときは、施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができる。
- (2) 泥酔者、酩酊者、迷い子、病人、負傷者等で異常があると認められる者を保護する場合は、保護主任者に即報するとともに、必要により、救急車を手配し、又は医療機関に受診させる等の措置をとること。

4 保護取扱簿、保護カード及び被保護者動静記録表（第6条）

- (1) 保護は全件報告であることから、警察官が保護（交番等における一時的な保護を含む。）した場合は、保護した場所を管轄する警察署の保護主任者に報告し、保護主任者が保護取扱簿に必要事項を記載すること。
- (2) 保護主任者は、保護取扱簿に記載された保護の取扱い状況を確認し、保護した都度（当直中の取扱いについては、当直終了後一括して）警察署長に報告すること。
- (3) 保護に着手した場合は、当該保護の内容を保護カードに記載して、速やかに警察署長の決裁を受けること。
- (4) 保護室に収容した被保護者の保護カードは、保護に当たる警察官が所要事項を順次記入し、保護の状況を常に明らかにするとともに、監護にあたる警察官に渡し保護上支障のないようにすること。

5 被保護者の住所等の確認措置（第7条）

- (1) 「被保護者の住所等を知るために必要な限度で、その所持品を確認する」とは、所持するカバン、衣類のネーム、名刺、定期券等により住所等を認知することであるが、警察官職務執行法（昭和32年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条1項第2号に掲げる病人、負傷者等が自らの住所等を申し立てる意思のない場合、住所等について確認の措置を拒む場合等においては、これらの措置をとることができない。
- (2) 被保護者が女子の場合は、立会人を女子とすることに配慮すること。

6 事故防止（第8条—第11条）

- (1) 「行動を抑止するため」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するため、通常、被保護者の腕、肩等を押さえる等の手段をいう。
- (2) 真にやむを得ないと認められる限度で、手錠又は保護具（以下「保護具等」という。）の使用を認めているが、これは、危害を防止して適切にその者を保護するために行なうものであり、保護具等の使用は直接身体の行動を制限するもので、特に、手錠は被疑者に使用されるものという一般の観念もあることから、その使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないように留意すること。
- (3) 保護具等の使用に当たっては、可能な限り衆目に触れないよう配慮し、使用する必要がなくなったときは直ちにこれを解かなければならない。
- (4) 保護具等の使用に当たっては、複数の警察官で行い、被保護者はもとより、保護に従事する警察官が負傷することのないよう、十分に配慮すること。
- (5) 保護具等の使用時は、常時、監視要員を配置して対面監視による徹底した動静監視を行い、被保護者が呼吸障害等を引き起こしていないかなど容体の急変等に注意す

ること。

(6) 保護具を使用する際は次に掲げる事項を厳守すること。

ア 後ろ手錠は、通常の手錠の使用 방법에比して身体に対する制限が大きく、危険性も伴うことから、特別の事情のない限り、手錠及び腕用保護バンドを、後ろ手錠の方法で使用しないこと。

イ 足用保護バンドは、被保護者を立たせたまま使用しないこと。

ウ 保護具等を使用することにより、被保護者の用便等を制限しないこと。

(7) 保護主任者は、保護具が使用された都度、保護具の損傷及び不具合の有無を点検し、その後の使用に支障がないよう整備しておくこと。

(8) 危険物の保管に当たっては、法令によって所持が禁止されているものを除き、相手方を説得して、可能な限り任意に提出させること。ただし、正常の判断能力を欠いている等やむを得ないと認められるときは、身体検査にならない程度で、被保護者の衣服の上から触れるなどの方法によって、危険物を所持しているかどうかを確かめること。

(9) 危険物として保管する物は、事故防止上やむを得ないと認められるものに限ること。

(10) 「紛失し又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れてある等の状態で所持している現金等をいい、「同項の規定に準じて」とは、警職法第3条第1項第2号の掲げる被保護者については、その承諾を得て行うことをいうが、これらはいずれも危険物の保管の際同時に行うこと。

(11) 立会人については、前項第2号と同様の配慮をすること。

7 異常を発見した場合の措置（第12条）

(1) 「異常を発見した場合」とは、被保護者が自殺の徴候を見せたり、疾病により医療機関に受診させた場合のことをいう。

(2) 「被保護者の死亡その他の重大な事故」とは、次に掲げるものをいう。

ア 被保護者の自殺又は自殺未遂事案

イ 被保護者の負傷又はこれらの未遂事案

ウ 疾病等により被保護者が死亡した事案

エ 保護業務に関して職員が殉職又は負傷した事案

オ 保護業務に関して職員が被保護者を死亡又は負傷させた事案

カ その他重大な事故

- (3) 「なお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置」とは、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者が引き続き保護を要するものであるかどうかを確認するための措置をいう。この場合において、確認の結果、酔いがさめていた等保護を要する状態でなくなっているときは、それ以上の措置をとらないこととし、なお保護の要件を満たしているときは、新たな保護として着手すること。

8 関係機関への事件の引継（第13条）

- (1) 被保護者の住所等が判明した場合には、速やかに家族等に連絡して、引渡しの措置を講ずべきであり、家族等がおらず引取人がいない場合であっても、保護の必要がなくなったと認められる場合は、帰宅させる等、直ちにその保護を解かなければならない。
- (2) 家族等が判明せず、関係機関に身柄を引き継ぐ場合は、あらかじめ、写真撮影、人相、特徴、着衣等の確認など、その者の身元確認に必要な資料を整え、引継ぎ後も身元の特定等が円滑に行われるようすること。

9 保護室に関する特例措置（第15条）

- (1) 「やむを得ない事情がある場合又は保護のために適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不適当と認められる者を保護する場合、迷い子、家出人等で保護室において保護することが適当でない者を保護する場合等をいうのであって、これらの場合には、宿直室、休憩室、少年補導室、相談室等において保護すること。
- (2) 他警察署に対する保護室の使用の要請は、次に定めるところにより行うこと。

ア 要請警察署の措置

(ア) 保護主任者は、適正に保護を実施するため、他警察署に保護室の使用を要請する必要があると認めた場合は、直ちにその旨を警察署長に報告して指揮を受けること。

(イ) 他警察署に保護室の使用を要請する警察署（以下「要請警察署」という。）の署長（以下「要請警察署長」という。）は、隣接等する警察署の署長に被保護者の受入れ及び保護室の使用を要請すること。

(ウ) 被保護者の受入れについて承諾を得た場合は、要請警察署の保護主任者は、保護室使用及び保護業務等援助要請書（以下「要請書」という。）を作成し、被保護者の受入れを承諾した警察署（以下「受入警察署」という。）に、被保護者

の人定、身心の状態、保護の理由、到着予定時間等必要な事項を連絡すること。

(エ) 要請警察署長は、受入警察署において保護業務に当たる者（以下「監護主任者」という。）を警部補以上の警察官から指定し、監護勤務に従事する警察官（以下「監護勤務員」という。）1名と伴に受入警察署に派遣すること。

(オ) 監護主任者は、要請書に保護カードの写しを添えて、受入警察署の保護主任者に引き渡すこと。

イ 受入警察署の措置

(ア) 受入警察署の署長（以下「受入警察署長」という。）は、保護室の使用の要請を受けた場合は、業務に支障がない限り受け入れるものとし、受諾した場合は、被保護者の所持金品等の保管場所も提供すること。

(イ) 受入警察署長は、当該被保護者が暴れた場合、疾病等により容体が急変した場合等は、監護主任者及び監護勤務員に署員を応援させて対応すること。

(ウ) 被保護者が保護室等を損壊した場合の修繕費用の請求は、受入警察署において行うこと。

ウ その他

(ア) 要請警察署は、受入警察署に送付した要請書及び保護カードの写しを、速やかに生活安全企画課に送付すること。

(イ) 要請警察署は、保護カードの原本及び要請書の写しを保管し、受入警察署は、保護カードの写し及び要請書の原本をそれぞれ保管するものとする。

10 許可状の請求（第15条）

(1) 警職法第3条第1項各号のいずれかに該当する被保護者を、24時間を越えてなお保護する必要があると認められる場合は、保護許可状によって、通じて5日まで保護することができるが、保護の期間は、必要最小限度で許可状を請求し、かつ、保護期間中においても、保護責任者への引渡し又は引継ぎが速やかに行われるよう努めること。

(2) 保護許可状のよる保護の期間が満了した場合は、保護を解除しなければならない。

11 保健所長への通報（第18条）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく保健所長への通報は、直ちに行う義務があることから、口頭、電話等により通知した上で、速やかに精神障害者に関する通知書を作成して送付すること。

12 福祉事務所又は児童相談所への通告（第19条第2項）福祉事務所又は児童相談所へ

の通告は、当該児童の保護者が不在の場合等の通告（訓令第13条第2号）と異なり、保護者に監護させることが不適當である場合に行うものであること。

13 被保護者と犯罪の捜査等（第20条）

- (1) 被保護者と被疑者の取り扱いを区別し、保護の名をかりて犯罪捜査又は調査をしてはならない。
- (2) 被保護者が犯罪者であることが判明するに至った場合においても、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしてはならない。被保護者が非行少年又は犯罪の被害者であることが判明した場合も、また同様とする。

第2 書類の整備

1 保護カード編冊

保護取扱簿、保護カード、被保護者動静記録表、保護具等使用報告書、保護室使用及び保護業務等援助要請書の控は作成順に編綴し、「保護カード編冊」として保管するものとする。

2 保護取扱関係書類編冊

保護カードの写し、保護室使用及び保護業務等援助要請書、保護事件引継書の控、保護期間延長許可状請求書の控、同許可状、保護に関する通知書の控、精神障害者に関する通報書の控、アルコール慢性中毒者に関する通報書の控、その他の関係書類は一括して「保護取扱関係書類綴冊」に編綴し保管するものとする。